

青森県報

第三千七百六十五号

平成二十五年
十一月五日
(火曜日)

目次

規 則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(団体経営課) ……一

告 示

救急病院の設置……………(医療業務課) ……一

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……三

家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……三

道路の区域の変更……………(道路課) ……三

公 告

建設業者の許可の取消し……………(中南部地域) ……四

右 同……………(西北地域) ……四

規 則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十六号

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第六号」を「第七号」に改め、第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成二十年法律第三十二号)第九条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同項に規定する特定増殖事業計画に従つて同法第二条第三項に規定する特定増殖事業を実施するのに必要な資金第二条第四項中「及び第五号」を「第三号及び第六号」に改める。

附則第二項中「十二年以内」を「十二年以内(一)に、「十五年以内」を「十五年以内(第二号に掲げる資金として貸し付ける場合にあつては十二年以内、」に、「十五年」を「十五年」に、「五年」を「前項第二号、第三号及び第六号」とあるのは、「前項第二号に掲げる資金として貸し付ける場合にあつては五年以内、同項第三号及び第六号」と、「五年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第七百七十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十五年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百八十号

あ有限会社 い	まつすく介 護合同会社	合同会社 トピア	株式会社 田島アクテ	株式会社 田島アクテ	氏名称 又は 名	指定居宅サ ービス事業 者
西津軽郡 鰺ヶ沢 町大字赤 石町字 宇名原二 六三三	つがる市 木造浮 巢六の五	黒石市 緑町二 丁目九 四	岩手県 花巻市 東町一 の五	岩手県 花巻市 東町一 の五	主たる事 務所の 所在地 又は住 所	居宅サ ービスの 種類
訪問介 護	通所介 護	通所介 護	特定福 祉用具 販売	福祉用 具貸与	名	居宅サ ービス事 業を行う 所
ケアセン ターあ い	デイサー ビス通 泊サロ ン	あいの てび サービス	株式会 社小 田島ア クテ イ介 護用品 部八 戸営 業所	株式会 社小 田島ア クテ イ介 護用品 部八 戸営 業所	称	
北西津 軽郡 鰺ヶ 沢町 大字 舞戸 町字 一四 二の 一	つがる 市木 造末 広一 八	黒石市 袋井三 丁目二 一	八戸市 大字 白銀 町一 の九	八戸市 大字 白銀 町一 の九	所 在 地	
"	"	"	"	平成 二五 ・二 ・一	指 定 年 月 日	

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次
のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に
より公示する。

平成二十五年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百七十九号

三沢市立三 沢病院	三沢市大字三沢字堀口一六四の六五	平成二十八年十一月四日
名 称	所 在 地	認定の有効期限

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のと
おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により
公示する。

平成二十五年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

あ有限会社 い	西津軽郡 鰺ヶ沢 町大字赤 石町字 宇名原二 六三三	指定居宅介 護支援事業 者	居宅介護支 援事業を行 う事業所	指 定 年 月 日
名 称	主たる事 務所の 所在地	名 称	所 在 地	
ケアプラン あい	西津軽郡 鰺ヶ沢 町大字舞 戸町字 下富田五 三の二			平成 二五 ・二 ・一

青森県告示第七百八十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次
のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号
の規定により公示する。

平成二十五年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 田島アク テ小	岩手県 花巻市 東町一 の五	指定介護 予防サー ビス事 業者	介護予 防サー ビス事 業所	指 定 年 月 日
氏名称 又は 名	主たる事 務所の 所在地 又は住 所	名 称	所 在 地	
株式会社 田島アク テ小	岩手県 花巻市 東町一 の五	株式会 社小 田島ア クテ イ介 護用品 部八 戸営 業所	八戸市 大字 白銀 町一 の九	平成 二五 ・二 ・一
特定介 護用具 販売	福祉用 具貸与	株式会 社小 田島ア クテ イ介 護用品 部八 戸営 業所	八戸市 大字 白銀 町一 の九	

有限会社 あい	西津軽郡 鰺ヶ沢 大字赤石 町字三 名原二六 三	介護予防 訪問介護	ケアセン ターあい	西津軽郡 鰺ヶ沢 大字舞戸 町字一 北禿一四 二の一	介護予防 通所介護	あいので てステ	黒石市袋 井三丁 目五三の 一	"
まつすぐ 介護合同 会社	つがる市 木造浮 巢六の五	介護予防 通所介護	デイサー ビーズ 泊サロ ン	つがる市 木造末 広一八	介護予防 通所介護	いので てステ	黒石市 緑町二 丁目九 四	"
合同会社 トピア	黒石市 緑町二 丁目九 四	介護予防 通所介護	いので てステ	黒石市 袋井三 丁目五 三の一	介護予防 通所介護	いので てステ	黒石市 袋井三 丁目五 三の一	"

青森県告示第七百八十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十五年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援事業の種類	名 称	所在地	指定年月日
社会福祉法人 センタート 虹	社会福祉法 センター 虹	八戸市大字 尻内一 丁目鴨 ヶ池一 七の一	放課後等 デイサー ビス	こども発 達支援 センタ ー虹	八戸市大 字尻内 九丁目 鴨ヶ池 九六の 三	平成 二五・一 一
社会福祉法 人大洋会	社会福祉法 人大洋会	三戸郡階 上町大 字道仏 字天当 平一三 二七	放課後等 デイサー ビス	サポー トスマ ナーシ ョン びと	三戸郡階 上町大 字道仏 字石渡 窪一四 二の四	"

1	図面 番号	道路 種類	路線 名	変更の 区 間			変更 前後	敷地 の幅員	敷地 の延長	備考
国 道			三三九号	五所川原市相内露草一〇の一から 五所川原市相内赤坂八四の一まで			前 一三・〇〇 メートル 後 三三・七〇 メートル	前 一八二・七〇 メートル 後 一八二・七〇 メートル		

青森県告示第七百八十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染 病の種類	家畜の 種類	患者、 疑似 患者の 別	頭数	発生 の場所 又は区 域	発 生 日 月
ヨ―ネ病	牛	患 畜	一	三戸郡三戸町	平成 二五・一〇・ 一六

青森県告示第七百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年十二月四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 住宅倶楽部
- 二 氏名 木村 貴博
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡藤崎町大字藤崎字高瀬二〇の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第二〇〇五五四号
- 五 取消年月日 平成二十五年十月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十五年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年十一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 間山塗装店
- 二 氏名 間山 信雄
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田四〇

- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第〇二二二一八号
- 五 取消年月日 平成二十五年十月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十五年九月二十五日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭